事 務 連 絡 令和 6年 3月15日

保 険 医 療 機 関 · 保 険 薬 局 御 中

三重県国民健康保険団体連合会

オンライン請求システムによる再審査・取下げ請求 (お願い)

平素は、診療報酬等請求事務にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、レセプトのオンライン請求については、厚生労働省から「オンライン請求の割合を 100%に近づけていくためのロードマップ」が示されており、オンラインでの請求が促進されています。

つきましては、オンライン請求システムを利用されている保険医療機関等において、オンラインでの「再審査等請求書」(当月請求分以外)の請求が可能となっておりますので、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

記

1. オンライン請求システムによる再審査・取下げ請求方法 裏面のとおり

> 事務担当 審査第1課 再審査係 TEL 059-228-5189

オンライン請求システムによる再審査・取下げ請求について

オンライン請求医療機関等については、オンライン請求システムでの再審査等請求が可能となって おりますので、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

なお、従来どおり紙媒体での請求も受け付けております。

オンライン請求システムによる再審査・取下げ請求方法

オンライン請求システムのトップページ画面に あるマニュアルをクリックし、以下のマニュアルを 参照のうえ、再審査・取下げデータの作成、送信を お願いいたします。

1. 医療機関再審査等請求ファイル作成ツールのセットアップ、ファイル作成

「マニュアル」

操作手順書 < 医療機関・薬局用 > 医療機関再審査等請求ファイル作成ツール ①参照

2. 医療機関再審査等請求ファイル送信 [マニュアル]

操作手順書 運用編 < 医療機関・薬局用 >

7 再審査等請求をWebサイトから行う②参照



【留意事項】

以下のとおり当月請求分のみ請求方法が異なりますので、ご留意ください。

	再審査	取下げ
当月請求分		紙媒体
当月請求分以外	オンライン ※1・紙媒体 ※2	

- ※1 オンライン請求システムから出力される「再審査等請求に係る明細書の写し提出書」の提出は不要です。
- ※2 添付資料があるレセプト等、オンラインでの請求ができない場合は従来どおり紙媒体「再審査等請求書」でご請求ください。

≪オンライン請求システムでの送信可能な期間≫ 毎月5日~月末